

麻生津小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和 6年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切である。本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。

— 福井県いじめ防止基本方針より —

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市町、県・市町教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（けんかやふざけあい、インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめにそれらに該当するものをいじめと判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○多様性を認める教育の推進

ダイバーシティの視点から、性別、人種、年齢などの見える違いや宗教、経験、価値観、性的傾向などの見えない違いなど、人はそれぞれに違いがあることに気づき、その多様性を個性として認め合う心を育てる。多様性を認める他者理解は、自己肯定感を高めることにつながる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

「福井県版心のノート」や「私たちの道徳」を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、

思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。また、幼少期から規範意識などの醸成に努める。

○保護者への周知

児童生徒及び保護者に対し、「知っていますか「いじめ防止対策推進法」」、「いじめとは、何か」及び「いじめのサイン発見シート」を配布することなどにより、法の趣旨・内容やいじめの定義等を確実に周知する。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめ防止等のための取組みに係る項目を学校評価に位置づけ、取組みの改善に努める。学校評価を生かして学校の体制を見直したり、日ごろから連絡帳や電話などを介して保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めたりすることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

① 学校評価

【教職員】

- ・温かい学級・学年・学校作りをめざし、思いやりの心を育てるための手立てをとっている。
- ・道徳の授業で、心を見つめさせたり生き方について考えさせたりする指導に努めている。
- ・関係機関との連携をとったり、校内で情報を共有したりして、課題を抱える児童に十分な支援を行っている。
- ・児童のよい点やがんばっている点を積極的に認め、ほめている。
- ・児童のよくない行動や態度に対して場を捉えて指導をしている。
- ・子供たちの悩みや相談に親身になって対応している。
- ・一人一人の子供の話にしっかり耳を傾けている。

【児童】

- ・道徳の時間には、自分や友達、社会、自然について考えを深めることができる。
- ・いじめを見たら大人に知らせたり、とめたりすることができる。
- ・先生に、いろいろなことを相談すると、丁寧に対応してくれる。
- ・先生は、自分のよい点やがんばったことをほめてくれる。
- ・学校であったことを家の人によく話している。

【保護者】

- ・我が子は、思いやりの心が育っている。
- ・学校は、子供たち一人一人を大切に、温かく指導している。
- ・子供のことで、気軽に担任や学校に相談できるようになってきている。
- ・我が子は、学校であったことなどをよく話してくれる。

② 朝・帰りの会や授業中などの観察、情報共有

- ・健康観察、保健室等での様子、声の調子や表情
- ・友達と話している時の表情や、一緒にいる友達の変化等を注視

③ 生活行動アンケートと個人面談の実施

- ・定期的にアンケートをとるとともに、教育相談週間を設定し丁寧に個人面談を実施していく。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

常設、定期的開催する。いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集や共有を行い、指導の方策を協議したり、具体的な活動を計画したりする。

○授業改善

- ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての児童が参加・活躍できる授業を目指した授業研究
- ・一人一授業公開とそれに係る校内研修
- ・学びの広がり、高め合いを目指した意見交流の充実

○いじめが起きない学校・学級集団づくり

- ・縦割り班における異年齢交流活動（なかよし集会、清掃活動、ペア学年活動）
- ・話し合い活動、学級会活動の充実
- ・居場所づくり、絆づくり

○社会体験、自然体験、交流体験の充実

- ・豊かな体験活動の設定
- ・6年間を見通した体系的・計画的な実施

○特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性を踏まえた適切な支援

- ・発達障害等の障害のある児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・東日本大震災で被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒

○インターネットや情報機器に関する指導

- ・麻生津小学校スマートルール
- ・情報モラル講習会

○SOSの出し方に関する教育

- ・援助希求行動の指導・・・担任、養護教諭、スクールカウンセラー等への相談、ヤングテレホン等の活用

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。また、職員の終礼時に情報交換の場（ホットライン）を設け、教員が気付いた自学級もしくは他学級の児童の気になる様子について報告しあうことで、情報の共有化を図る。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

(5) いじめの事案対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守る。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、その成長を促すべく適切な支援・指導を行う。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。さらに、スクールカウンセラー等を活用して校内研修を充実させ、教員のカウンセリング能力等の向上を図る。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

(7) いじめによる重大事態への対応

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対応を行う。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告する。

- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行う。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

いじめ対策委員会(常設)

校 長

教 頭

連絡：担任、地域・保護者等

いじめの情報

生徒指導主事、学年主任、教育相談担当者、養護教諭、
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等

- ☐ 学校基本方針に基づく取組みの実施
- ☐ 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ☐ いじめの相談・通報の窓口
- ☐ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ☐ いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・ いじめの情報の迅速な共有
 - ・ 関係のある児童への事実関係の聴取
 - ・ 指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- ☐ いじめ対応サポート班立ち上げ
- ☐ 「振り返り」と「改善検討」

外部人材

- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ スクールサポーター

関係機関

- ・ 教育委員会
- ・ PTA
- ・ 警察
- ・ 児童相談所
- ・ 地方法務局
- ・ 医療機関
- ・ 民生児童委員 等

関係教員

- ・ 担任
- ・ 支援員

報告
連絡
相談

認知

窓口：
教頭

いじめ対応サポート班(特設)

生徒指導主事

学年主任・担任・教育相談担当・養護教諭・
特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー等

- ☐ いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- ☐ 事実確認作業
- ☐ 関係児童への対応
- ☐ 関係保護者への対応
- ☐ 関係機関との連携
- * 必要に応じて、警察への協力要請
- ☐ 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】

福井市麻生津小学校

*授業公開、授業改善のための研究は、学年で相談の上、時期を決定する

月	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会 ・基本方針の公表	1年生 ようこそ集会 縦割り活動のスタート ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
5月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握	心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査） なかよし集会 米作り ・体験的な活動 ・絆づくり ・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
6月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握 授業研究 ・授業改善 ・学習規律	宿泊学習 ・絆づくり ・自主的な活動 心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査） 全校カウンセリング ・ ふれあい月間 連合音楽会 ・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
7月	保護者懇談会 ・情報や意見収集	情報モラル教室 ・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					

8月		カウンセリングマインドの研修
9月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握	町たんけん 町たんけん発表会 米作り ・体験的な活動 ・絆づくり ・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり
10月		体育大会 ・絆づくり ・自主的運営 小中連携 挨拶運動 心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査）
11月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握 人権教育・人権 週間に関する校 内研修会	修学旅行 ・自主的計画・ 運営 心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査） 全校カウンセリング ・ふれあい月間 ・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり
12月	保護者懇談会 ・情報や意見収集	・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり
1月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・振り返り ・改善検討 ↓ 職員会議 ・振り返り ・提案内容検討	給食感謝集会 ・調理技師、施設技師さんへの感謝 ニコニコ交流会 ・地域の方への感謝 ・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり

		心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査）
2月	いじめ対策委員会 定期的に状況把握	わくわく交流会 6年生にエールを送る会 ・自主的な活動 ・感謝 心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査） 中学校体験入学 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流
3月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・計画見直し	校内奉仕活動 ・学校、地域に感謝